



国自旅第520号の3
令和3年4月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長



訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス
便利向上促進事業（自動車））に関する運用方針の改正について

標記について、別添のとおり改正したので、了知するとともに貴協会（連合会）
傘下会員に周知されたい。